

美里町自主防災組織設立事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の設立を促進するために交付する補助金について、美里町補助金等交付規則（平成16年美里町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、町民が自らの手で生命、身体及び財産を守るという隣保共同の精神に基づき、地域の防災対策確立のため自主的に設けた組織で、その運営及び構成に係る規約等を有するものをいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となる自主防災組織は、次の各号のいずれかに該当する組織とする。

- (1) 町内の行政区を母体とした組織
- (2) 町内の複数の行政区の連合体を母体とした組織
- (3) 町内の集落（嘱託員及び嘱託補が設置されていない区をいう。）を母体とした組織
- (4) 前3号に掲げるもの以外を母体とする組織であつて、町長が必要と認める組織

(補助基準額等)

第4条 補助金の交付対象は、自主防災組織の設立に要する次に掲げる経費とし、補助金の額は、組織設立時1回に限り10万円を上限とする。

- (1) 会議費
- (2) 防災資機材購入費
- (3) 訓練経費

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、自主防災組織を設立後、美里町自主防災組織設立事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 自主防災組織の組織図
- (3) 役員名簿及び構成員名簿
- (4) 自主防災組織の防災活動計画書
- (5) 自主防災組織の収支予算書

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受理したときは、補助事業の内容を審査し、適正であると認めたときは、規則第4条の規定に基づき補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(監督)

第7条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、自主防

災組織の代表者に対して報告を求め、又は職員をして当該補助に係る事業の実地検査をさせることができる。

(管理)

第8条 自主防災組織の代表者は、補助金で整備した防災資機材及び活動費の適正な維持管理及び運用に努めなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 自主防災組織の長は、補助金で整備した防災資機材をその活動以外の目的に使用し、又は第三者に譲渡してはならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

美里町長 様

住 所 美里町 番地

(名 称)

氏 名 (代表者氏名) 印

美里町自主防災組織設立事業補助金交付申請書

年度において自主防災組織を設立したので、補助金_____円の
交付について、美里町自主防災組織設立事業補助金交付要綱第5条の規定により下記書類
を添えて申請します。

記

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 自主防災組織の組織図
- (3) 役員名簿及び構成員名簿
- (4) 自主防災組織の防災活動計画書
- (5) 自主防災組織の収支予算書